「船員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」
に関する意見募集の結果について

令和８年４月22日
国土交通省海事局

国土交通省では、令和８年２月27日から令和８年３月29日までの期間、船員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案に関する意見の募集を行ったところ、１件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の概要及びそれに対する考え方について、別紙のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

また、標記政令は本日公布されましたので、お知らせいたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（別紙）

御意見の概要及びそれに対する考え方

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	1. 船員法第 104 条第１項の指定市町村事務に関する改正について【意見内容：責任所在の明確化と基準の具体化】 本案では、指定市町村長が処理する事務について「国土交通大臣が自ら行うことを妨げない」旨のただし書が追加されています。この点に関し、以下の２点を懸念・提案します。 懸念：国土交通大臣（運輸支局等）と指定市町村の両方が窓口となることで、利用者の混乱や、事務処理の二重発生、責任の押し付け合いが生じるリスクがあります。特にデジタル化が進む中で、どちらの窓口で申請してもデータが齟齬なく統合される仕組みが担保されているか不明確です。 改善案：大臣が自ら事務を行う「特段の事情」や、両者の事務分担の基準をガイドライン等で具体的に示すべきです。また、デジタル化対応（第 50 条等）において、オンライン申請と市町村窓口での対面事務がどのように同期されるのか、技術的な運用プロセスを明記することを求めます。 2. 船員手帳の受領事務の変更について【意見内容：利便性の確保】 改正案では、船員手帳の「受領」に関する事務規定が整理されています。 懸念：従来、窓口出頭を前提としていた手帳事務がデジタル化されますが、返還に係る手帳の「受領」事務を指定市町村長が行う際、郵送や電子的な手続きとの整合性がどう確保されるかが論点となります。 改善案：船員の利便性向上のため、指定市町村窓口においても、郵送等による非対面での受領・交付事務が円滑に行えるよう、政令の運用解釈を柔軟にすべきです。 3. 船員職業安定法施行令の求人不受理規定について【意見内容：通知義務違反の定義と公平性】 船員職業紹介の求人不受理規定（同令第１条）に、改正法で新設される「求人者等への通知義務」違反者が追加されます。 検証と矛盾点：改正法第 20 条および第 74 条による通知制度は、情報の的確な表示を目的としていますが、どの程度の違反（回数、悪質性）をもって「求人不受理」とするかの基準が政令案からは読み取れません。 懸念：軽微な事務的ミスによる通知漏れが、直ちに求人不受理という強力な制裁につながる場合、深刻な船員不足に拍車をかける恐れがあります。 改善案：不受理とする基準について、あらかじめ「是正勧告に従わない場合」などの段階的な措置を設けるか、政令においてその基準を明確化することを強く求めます。 4. 地方公共団体による無料職業紹介事業の創設について【意見内容：官民の公平な競争条件の維持】 改正案では地方公共団体による無料の船員職業紹介事業に関する届出規定が整備されています。 懸念：地方公共団体が参入することで、既存の民間職業紹介事業者との間で情報格差や不当な競争が生じないか懸念されます。 改善案：地方公共団体が収集した求人情報の取り扱いについて、民間事業者との連携や、情報の透明性を確保するための規定を設けることで、船員不足解消に向けた官民一体の仕組みを強化すべきです。	御意見ありがとうございます。 1. 及び 2. について 本政令による指定市町村事務に関する政令改正は、条項ずれへの対応及び規定の適正化を講ずるものであり、現行制度を変えるものではありません。船員関係手続のデジタル化による指定市町村の事務処理のあり方については、今後必要に応じ検討してまいります。 3. について 船員職業安定法第 15 条第１項第３号に関して求人不受理とするかどうかの詳細な基準については、船員職業安定法施行規則第３条第５項各号に規定されております。基本的に改善命令・勧告等を受ける前に直ちに求人不受理となるような仕組みではございません。 4. について 地方公共団体による無料船員職業紹介制度については、国や民間事業者を補完する形で地域独自の観点で船員職業安定に貢献していただくことを可能とするため、労使から賛同をいただき、法律改正により創設した制度となります。 地方公共団体と関係主体との連携については、御指摘の求人情報の取扱いを含め、制度の運用に当たっての検討事項とさせていただきます。

※御意見については、趣旨を変えない範囲で一部要約して記載しております。